

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文 (正副座長からの提案)

No.47 (No.44 の“他の条例との関係／第 2 1 条”に関連して)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「最高規範」という表現は、前文のみとする。 ・ 第 1 項を「この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会運営における規範的事項を定める。」とする。 ・ 第 2 項を「議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。」とする。 	

各会派の意見

会派名	賛否 (○×)	【意見】
		【代替案など】
自由民主党	△	全体のバランスを考え、第 1 項は第 1 条と重複するため削除する。第 2 項を第 2 条にして、総則に含める。また、『最高規範』は、前文にのみ記述する。
日本共産党	○	条文に明記すべきと考えるが、全体の一致できるところに従いたい。
公明党	○	
市議会民主党	○	
みんなの党	○	
生活者ネット		「定める」が続くので、やはり「最高規範である。」と言い切りにした方がよい。
改革連合	○	
市民自治	○	
市民会議	○	
こがおも	○	

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文 (正副座長からの提案)

No.48 (No.39 の“第14条”に関連して)

第14条・第2項の(2)と(3)を一本化して次の条文とする。

(2) 政策立案のために、政策検討会を設置すること

※(2)以降の番号は順送りに変更する。

<2班の結論と正副座長との調整経緯>

1 第14条(2)(3)の条文の整理について

【2班の結論】

(2)(3)を1本の条文とする。

「(2) 審査、調査または政策立案のために、政策検討会を設置すること」

【調整会議の結果】

「審査」、「調査」という文言は、委員会で使用する用語なので、使用は相応しくない。

「(2) 政策立案のために、政策検討会を設置すること」

という条文にすれば可能である。

2 「運用課題」の「関わる市民等の方の立場の保障」

【2班の結論】

・費用弁償と公務災害の適用を明確にすべき。

【調整会議の結果】

市民等に常時委員として参加してもらうとなると、議員と附属機関が合体したような形式となる。附属機関の委員の身分、報酬についてはNo.39に記載のとおり、総務省の見解があり、法の想定していない附属機関の委員報酬の支払いや公務災害補償の適用について法的根拠がない。

3 政策検討会を要綱により設置し、政策立案することは可能である。

政策検討会の活動の一環として、一般市民の意見を聴取する場を別途設定して、議会側から出向くことやパブリック・コメントを行うことは可能である。

しかし、元々議員は市民の代表として選出されており、市政への市民意思の反映は間接民主制がとられている。

参考人は、利害関係者や学識経験者などから特定の第三者を指名して出席を求める。また、公聴会における公述人は、公聴会の開催の公示を見て応募した者の中から議会が選定する、もしくは、議会が自主的に利害関係者、学識経験者を選定する、の2つの方法がある。

いずれも、本会議・委員会で活用される制度であるが、一般市民を招致するというより、利害関係者や学識経験者から意見聴取を行うことが想定されている。

各会派の意見

会派名	賛否 (○×)	【意見】
		【代替案など】
自由民主党	○	専門的な意見を聞くときは、100条の2項が活用できるため、議員団のなかで政策提言するために限定した範囲での政策検討会とする。市民の意見は、パブコメで聞くことが可能と考える。以上を逐条解説に明記することを条件とする。
日本共産党	○	
公明党	○	
市議会民主党	△	【意見】7条に規定した参考人制度の専門的知見の活用と市民参加の促進について、もう一度整理する必要があるのではないのでしょうか。
みんなの党	○	
生活者ネット	○	塩尻市議会基本条例を参考にしてください
改革連合	○	
市民自治	○	
市民会議	○	
こがおも	○	